

糸満市教育委員会から「保護者の皆様へ」協力願い

## スマートフォンや携帯電話等の管理責任は 購入した「保護者」にあります

根拠法令：教育基本法第10条（家庭教育）1項  
県青少年保護育成条例第18条の7（インターネットの利用に係る保護者の責務）

市内小中学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止となっています

糸満市の子供たちを守り、育てるために、  
スマートフォン・携帯電話等の利用のルールとマナーについて  
家庭でしっかりと話し合しましょう

- 1 携帯電話の持ち込みにより「発生し得る」トラブル
  - ・紛失や盗難、破損、取り違え等に伴う責任の所在に係る問題
- 2 携帯電話を使用することにより発生し得るトラブル
  - ・授業の妨げ、問題行動の助長（ネットいじめ、盗撮等）
  - ・マナー違反の増加（歩行中における携帯電話の使用等）
  - ・児童生徒のインターネットの使用時間増加による依存度の高まり

## 保護者ができる6つのポイント

- 1 家庭のルールを子どもと一緒に作しましょう
- 2 率先してマナーを守り、よい手本にないましょう
- 3 フィルタリングや時間管理等のペアレンタルコントロールで安全な利用環境を整えましょう
- 4 子どもの利用状況を確認しましょう
- 5 家庭で作ったルールが守られているか確認しましょう
- 6 保護者も学び、インターネット等の知識を深めましょう
  - ※フィルタリング…インターネットで閲覧できる内容を制限すること
  - ※ペアレンタルコントロール…情報通信機器の利用方法を保護者が監視・制限する取組のこと

## 【糸満市内小中学校の携帯電話の取扱い基本方針】

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについて原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情(例えば、登下校時の生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど)がある場合、以下の事項に留意した上、学校長の許可の下、例外的に持ち込みを認めることとする。
  - ① 学校長に対し携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請し、許可されれば例外的に持ち込みを認めることとする
  - ② 持ち込み許可が出た場合は、校内での使用を禁止し、登校後すぐに学校で預かり下校時に返却するなど学校での教育活動に支障がないようにすること
  - ③ 登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭と連携しつつ配慮すること
  - ④ フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を使用すること
  - ⑤ 学校は、家庭において携帯電話の危険性や使い方及びルールや約束事などを作成するよう促し、利用の状況を適切に把握し管理するよう、啓発活動に努めること
  - ⑥ 携帯電話に関わるトラブル等が生起した場合、学校は、事実を確認し、必要に応じて関係機関等と連携を図り関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行うこと